

ケアプラン敬愛園 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	ケアプラン敬愛園 居宅介護支援事業所			
所在地	愛知県尾張旭市平子町長池上6447-1			
介護保険指定番号	居宅介護支援	愛知県	2374500060	
サービス提供地域	尾張旭市、瀬戸市、名古屋市（名東区・守山区）、春日井市、長久手市 その他地域は要相談			

(2) 事業所の従業者体制

	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1 名	—	2 名
介護支援相談員	居宅介護支援に関する業務	2 名	(1名は管理者と兼務)	

(3) 窓口開設時間

月～金曜日 8時30分～17時00分

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ ご契約者様状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ ご契約者様の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、介護報酬の告示上の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

5. サービス内容

① ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境などを把握し（居宅サービス計画書ガイドライン使用）居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

② ケアプラン作成の流れ

- (1) 事業者は介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランに関する業務を担当させます。
- (2) ご契約者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- (3) ケアプラン作成にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容利用料金等の情報を適正にご契約者様又はそのご家族等に対して提供してサービスの選択を求める。
- (4) ご契約者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- (5) 前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護（地域密着型を含む）、福祉用具貸与（以下『訪問介護等』という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明いたします。
- (6) 介護支援専門員は、ご契約者様及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者様に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだケアプランを作成します。
- (7) 介護支援専門員はケアプラン原案に盛り込んだ指定居宅サービスについて、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等（収入に応じて1割、2割、3割の負担）についてご契約者様及びそのご家族に対して説明し同意を得た上で決定するものとする。
- (8) ご契約者様及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的にこなうため、また、ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう最低月1回は居宅訪問して実施状況を把握します。月1回モニタリング結果を記録していきます。
- (9) ご契約者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ ケアプランの変更

ご契約者様がケアプランの変更を希望した場合、又は事業者がケアプランの変更を必要と判断した場合はご契約者様と事業者双方の合意に基づきケアプランを変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者様が居宅において日常生活を営む事が困難になったと認められる場合又は介護保険施設の入所を希望する場合には、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ サービス利用に関する留意事項

- ・ サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。
- ・ 事業者の都合により介護支援専門員の交替をすることがあります。
その場合は、ご契約者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮致します。
- ・ ご契約者様から選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、業務上不適当と認められる事情や交替を希望する理由を明らかにして交替を申し出ることができます。

- ・ご契約者様は事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解消することが出来ます。
- ・サービスの利用が3か月以上ない場合（入院や感染症や災害時は除く）、契約を終了とします。
- ・ご契約者様が病院に入院した際は、病院に居宅介護支援事業所と担当者名を伝えてください。

①基本報酬

- ② 加算項目（該当する場合のみ加算）

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。

(I) 250 単位

(II) 200 單位

退院・退所加算

(I) イ 450 単位

(I) □ 600 単位

(II) イ 600 単位

(II) □ 750 單位

(Ⅲ) 900 單位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

3

通院時情報連携加算 50 単位（月 1 回上限）※通院時の乗降介助等はありません。

ご契約者様が医師の診察を受ける時に同席し、医師又は歯科医師にご契約者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師からご契約者様に必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

地域級地

尾張旭市	春日井市・長久手市・瀬戸市	・・・	6 級地
名古屋市		・・・	3 級地
他の地域は要相談			

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご契約者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご契約者様又はそのご家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. ご契約者様の尊厳

ご契約者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 損害賠償について

当事業者において、事業者の責任によりご契約者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、損害の発生についてご契約者様に故意または過失が認められる場合はご契約者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11. 虐待防止に関する事項

事業者及び従業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- （1）虐待を防止するための事業者に対する委員会や研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

1 2. ハラスメントの対応

事業者は、「ハラスメント対応マニュアル」を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。

利用者及びそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求の含め厳正に対応します。

暴言・暴力・威嚇・セクハラ・過度な要求・プライバシーの侵害など

1 3. 身体拘束禁止への対応

ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、当該行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 4. 災害時・感染症発生時の対応

感染症及び災害の事業継続計画書を策定して、定期的に計画、研修、訓練、見直しを行います。

1 5. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：井口 春美（管理者）

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

ご利用方法 電話 0561-53-9507

第三者委員：宮島 貴美子 携帯 090-5453-0127

山内 正道 電話 052-736-3032

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○尾張旭市役所 健康福祉部長寿課 庶務係

愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話番号：0561-76-8138（直通） 0561-53-2111（代表）

受付時間：開庁時間に同じ

○瀬戸市役所 高齢福祉課 認定給付係

瀬戸市追分町64番地の1

電話番号：0561-88-2620（直通）

受付時間：開庁時間に同じ

○名古屋市役所 介護保険課 指導係

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2592

受付時間：開庁時間に同じ

○春日井市役所 介護保険課 管理担当

春日井市鳥居松町五丁目44

電話番号：0568-85-6182（直通）

受付時間：開庁時間に同じ

○長久手市役所 長寿課 介護保険係

長久手市岩作城の内60番地1

電話番号：0561-56-0613（直通）

受付時間：開庁時間に同じ

○愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室

愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話番号：052-971-4165

受付時間：平日（月曜日から金曜日）の午前9時～午後5時まで

*その他の保険者について介護保険証に記載されている保険者に苦情申立して下さい。